

新宿区教育委員会会議録

令和5年第4回定例会

令和5年4月7日

新宿区教育委員会

令和5年第4回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和5年4月7日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時48分

場 所 新宿区役所6階 第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	針 谷 弘 志	教育長職務代理者	山 下 浩一郎
委 員	古 笛 恵 子	委 員	星 野 洋
委 員	年 綱 和 代	委 員	鴨 川 明 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	遠 山 竜 多	教育調整課長	齊 藤 正 之
教育指導課長	坂 元 竜 二	中央図書館長	山 本 秀 樹
統括指導主事	大 川 直 樹	統括指導主事	北 中 啓 勝
学校運営課長	内 野 桂 子	教育支援課長	関 本 ますみ
統括指導主事	辻 慎 二		

書記

教育調整課 主任	林 竜 佑	教育調整課 係長	大 原 颯 人
-------------	-------	-------------	---------

議事日程

議案

日程第1 第18号議案 新宿区いじめによる重大事態調査委員会委員の委嘱について

報告

- 1 教育委員会事務局幹部職員の人事異動について（次長）
- 2 令和5年度第1回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について（次長）
- 3 令和6年度使用教科用図書採択について（教育指導課長）
- 4 令和5年度「新宿区立図書館を使った調べる学習コンクール」の実施について（中央図書館長）
- 5 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから令和5年新宿区教育委員会第4回定例会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席していますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、山下委員にお願いいたします。

○山下委員 承ります。

○教育長 まず初めに、3月21日付で就任された鴨川委員からお一言、御挨拶をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○鴨川委員 国立大学法人山梨大学の鴨川と申します。本日初めて参加をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長 今後、どうぞよろしくお願いいたします。

◎ 第18号議案 新宿区いじめによる重大事態調査委員会委員の委嘱について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第18号議案 新宿区いじめによる重大事態調査委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

それでは、第18号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、「第18号議案 新宿区いじめによる重大事態調査委員会委員の委嘱について」御説明いたします。

本案は、令和3年4月1日から新宿区いじめによる重大事態調査委員会条例が新たに施行されたことに伴い、同条例第3条の規定に基づき、調査委員を委嘱するものでございます。

同条例の第3条では、調査委員会は次に掲げる者につき、教育委員会が委嘱する3名をもって組織すると定めており、1人が弁護士、1人が児童等の医療または心理に関する学識経験を有する者、そして1人が教育に関する学識経験を有する者でございます。

今回、議案の2枚目におつけしております方々に対して委嘱をさせていただくもので、任期につきましては、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間となっているものでございます。

それでは、委嘱する委員を御紹介いたします。

まず、弁護士の石黒清子委員です。東京弁護士会からの推薦によるものです。次に、東京女子医科大学小児科非常勤講師の平澤恭子委員です。公益社団法人日本小児科学会からの委嘱によるものです。次に、有明教育芸術短期大学学長の若林彰委員です。学校法人三浦学園からの推薦によるものでございます。

なお、今御紹介いたしました3名につきましては、これまで2年間、同委員を務めていただきました3名全員、継続となるものでございます。

また、このほかに特別の事項を調査する必要があるときにつきましては、別途臨時委員を置くことができるもので、その場合については、改めて教育委員会に委嘱についてお諮りをさせていただくものでございます。

以上で、本議案についての説明を終わります。

○**教育長** 説明が終わりました。第18号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いをいたします。

特によろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○**教育長** 特に御意見などなさそうですので、討論及び質疑を終了といたします。

第18号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○**教育長** 第18号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

◆ 報告1 教育委員会事務局幹部職員の人事異動について

○**教育長** 次に、事務局から報告を受けます。

なお、本日の進行につきましては、4月1日付で事務局幹部職員の人事異動がございましたので、初めに報告1の報告を受けます。次に報告2から報告4について一括して説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○**次長** それでは、報告1の書類を御覧いただければと思います。令和5年4月1日付の異動幹部職員の御紹介をさせていただきます。

自己紹介となりまして恐縮でございますが、次長を拝命いたしました遠山でございます。よろしくお祈りをいたします。総合政策部参事からの異動でございます。

次に、教育指導課長、坂元竜二でございます。

○教育指導課長 教育指導課長の坂元でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○次長 西東京市立田無第一中学校校長からの異動でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。令和5年度教育委員会事務局異動幹部職員の紹介をしていただきました。

何か御発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

よろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 異議なしというお言葉をいただきましたので、こちらでこの質疑は終了とさせていただきます。

◆ 報告2 令和5年第1回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について

◆ 報告3 令和6年度使用教科用図書の採択について

◆ 報告4 令和5年度「新宿区立図書館を使った調べる学習コンクール」の実施について

○教育長 次に、報告2から報告4について一括して説明を受け、質疑を行います。

事務局から、説明をお願いいたします。

○次長 それでは、報告2を御覧いただければと思います。令和5年第1回新宿区議会定例会におきます代表質問等の答弁要旨ということの御説明となります。

○教育長 次長、これは長くなりそうですので、どうぞ着席をお願いいたします。

○次長 失礼します。それでは、大きな1番の自由民主党新宿区議会議員団のところを御覧いただければと思います。

代表質問、渡辺清人議員でございます。1といたしまして、少子化子育て対策についてという御質問でございます。

そちらに書かれてございますのは、賃上げ等々で若い世代が将来展望が持てる社会づくりが必要だと前半書いてございまして、下から3行目でございますが、効果的な対策としての現金給付は欠かせないというところです。さらに、下から2行目の真ん中ほどに入学祝金支給について令和4年度補正に引き続き実施することのことだが、対象者や支給の時期、受給者への利便性等どう考えているかという御質問でございます。

教育長答弁といたしましては、令和5年度予算の入学祝金については、対象でございますが、令和6年度に入学を迎える新小学1年生または新中学1年生、基準日は令和6年1月1日ということで規定をしてございます。支給開始時期については、4行目になりますが、令和6年2月の予定をしているというところです。

また、利便性のところですが、下から3行目になりますが、受給者の利便性を図るために、下から2行目、区に児童手当の口座情報がある受給者については、引き続き手続は不要の給付方法を取るということで、お答えをしております。

次に、一般質問にまいりまして、おぐら議員でございます。

大きな1番が、地域の状況に合わせた区の施策についてということです。

こちらについては、四谷小学校の件でございますが、上から2行目、開校当初の2倍以上の児童数になることが予想されている現状で、四谷ひろばあるいは小中一貫校への取組等々検討して対応をお願いしたいと思っているが、いかがかというこの御質問でございます。

答弁としては、次長になりますが、四谷小におきましては、現在、校舎の増築を考えてございまして、普通教室10教室及び音楽室の設置、2行目にまいりまして、必要なトイレ個数を確保する計画だと答えてございます。また、特別教室につきましても、近隣の民間施設等々の借用も予定しているというところです。

また、上から4行目になりますが、なお以下ですが、体育館、校庭、プールについては新たに増設することができないと考えてございまして、学校の意向を踏まえた上で、近隣の運動施設の借用等々について調整を進めていくと御回答させていただいてございます。

下から2行目の小中一貫校については、2ページ目をお開けいただきたいと思っております。

小中一貫校については、現在のところ、四谷地域においては、四谷小との他校との関係性などから、現時点で小中一貫校の設置については考えていないと回答してございます。

次に、一般質問、宮坂議員のところですが、節目を迎えたコロナ感染症対策についてというところです。

御質問の下から2行目、卒業式や入学式におけるマスクの着用について、区立学校ではどのような対応を示すのかというところです。

次長答弁になりますが、1行目の後ろからになります。児童・生徒及び教職員については、式全体を通してマスクを外すことを基本にしていますが、呼びかけ、歌唱についてはマスクを着用するなど十分な感染対策を講じるよう、全区立学校・幼稚園に通知をしているとお答えをしております。

佐原議員は飛ばしまして、一般質問、大門議員の1番になります。

境界知能の子どもたちの抱える生きづらさについてのお尋ねでございます。

1行目、境界知能とは、知的障害、発達障害とは診断されないので、教育福祉の支援につながらず、社会的孤立、経済的困窮に陥るケースが多く認められる。

上から4行目、しかし以下になります。境界知能だけでは、特別支援学校とまなびの教室、どちらにも通うことができないという御指摘をいただいております。

下から3行目になりますが、学校の先生に対しまして、境界知能に対する研修ですとか、境界知能の子どもに対する取組、あるいは境界知能の障害についての知識や理解が社会全体に浸透していくことが欠かせないと思うが、教育委員会の考えを伺いますというところです。

次長答弁になりますが、下から3行目の真ん中ほどになりますが、現在、専門性向上研修におきまして、境界知能の児童・生徒も含めた様々な特性による学習や学校生活に困難を感じている児童・生徒の支援方法や配慮について取り上げて、取り組んでいるとお答えさせていただきます。

3ページにまいりまして、上から5行目になります。教育委員会として、社会全体が境界知能や障害への理解を深め、他者を尊重する心を育むことが重要であると考えてございます。今後も、特別支援教育に係る教員研修の内容を充実させ、境界知能や障害への理解促進を図るとともに、きめ細やかな支援を行っていくとお答えをさせていただきます。

次に、大きな2番にまいりまして、新宿区議会公明党の御質問になります。

代表質問の有馬議員からの御質問になります。

1として、(1) (2) (3)とございますが、まず、御質問のほうから御説明させていただきます。

(1)といたしまして、こちらのテーマは、不登校対策についてでございます。(1)の2段落目、令和5年度の予算案では、家庭と子どもの支援員の派遣を5校から15校に拡充となっているが、子どもはもちろん、保護者に対してもきめ細かく寄り添った支援を行うべきと考えるが、見解を問うということです。

併せて、令和4年12月1日から都と行われている仮想空間(メタバース)を活用した不登校児童・生徒支援及び日本語指導支援の連携事業についての進捗状況も伺いますということです。

(2)といたしまして、こちらについては2段落目になりますが、令和5年度の予算案で、発達障害のある児童を対象とした方々について、一番下の行になりますが、もっと丁寧な支

援を実施すべきと考えているが、所見を問うというところです。

(3) 下から4行目になりますが、令和5年度から、こちらは部活動の話になりますが、部活動指導員の配置業務を民間委託化し、やっていくということですが、安定的・継続的な人材の確保について、教育委員会の認識はどうだということところです。また、その地域移行の際の受皿となり得る団体の育成・確保についての見解ということところです。

4ページをおめくりいただきたいと思います。

まず、(1)でございますが、不登校対策の御質問についてのお答えになります。

上から4行目のまた以下になりますが、不登校ぎみの生徒の保護者からは、子どもにどう寄り添えばよいかという悩みや、中学校への進学に当たっての悩みの相談を受けるなど、不登校児童・生徒及びその保護者への支援につながっているということところです。

また、メタバースの件でございますが、下から5行目になります。つくし教室では、自宅にいる児童・生徒とつくし教室をつなぎまして、朝の会を一緒に行っている。あるいは国語の授業では、お互いに自分が書いた作文を発表し合う等の取組につながっているということところです。

また、下から2行目になりますが、日本語学級設置校等についても、仮想空間にいる担当教員と日本語のやり取りを行っているとお答えをしております。

(2)にまいりまして、上から2行目になりますが、まなびの教室においては、現在でございますが、対象となる児童・生徒一人ひとりについて個別の指導計画を立て、振り返りを行いながら、指導方法を工夫しているところなんです。

また、下から4行目になりますが、また以下になりますが、読み書きに配慮を要する児童・生徒に対しては、全小・中学校のまなびの教室に読み書きのアセスメントツールを備え、苦手な分野を把握し、教材を使った個々に応じた指導を進めているということところでお答えをしております。

(3)にまいりますが、部活動の話になりますが、上から5行目になります。この委託化に向けてはということところですが、配置人材が不足することがないように、人材の育成・活用に長け、全国的にも豊富な配置実績を有する事業者を現在選定して、事前協議を進めているとお答えをしております。

その下の行になりますが、安定的・継続的に質の高い部活動指導員の確保を実現するとともに、魅力ある学校づくりと教員の働き方改革を一層進めていくとお答えをしております。

また、最後の段落でございますが、部活動を地域移行するためには、部活動の意義の継承

や運営主体の育成、運営上の安全管理など様々な課題が現在ございます。こうした中で、下から2行目になりますが、先進的な取組や、国や他の自治体の動向に注視しながら、引き続き校長会とも協議をし、研究を続けていくと答えてございます。

5ページ目にまいりまして、大きな3番になります。日本共産党新宿区議会議員団の代表質問の藤原議員からの御質問になります。

(1) (2) とございますが、まず、1番で区政の基本方針説明と2023年度予算案についてということです。

こちらの文面は区側に求められた質問内容になってございますので、(1)の下から4行目、この間、物価高や燃油代高騰の助成については、制度立ち上げの際、限られた事業所からの聞き取りのみで問題である。なお、ここで言う事業所というのは、区にとっては様々な社会福祉施設等を指すのですが、教育委員会に置き換えますと、私立幼稚園ということになりますので、置き換えてお答えをしております。

日本共産党としては、悉皆調査を行って、不足分を年度当初から助成すべきと考えるが、いかがかという御質問でございます。

(2)にまいりまして、物価高騰対策として新たに学用品支給が実現したということです。令和4年の補正予算で実現したところですが、こちらについては、また2段落目のすぐ上になりますが、義務教育無償の観点から、学用品費については来年度以降も継続的に実施すべきと考えるが、いかがかというところです。

また以下は、学校給食の無償化についてのどのような議論があったのかというところをお聞きになっております。

教育長の答弁になります。

(1)の2行目を御覧いただきたいと思います。令和4年度に区内私立幼稚園に対しまして、食材料費、光熱費、燃料費の補助を実施したというところです。今年度、令和5年度の当初予算の編成にあっても私立幼稚園緊急助成の対策を講じていることから、該当施設に対する悉皆調査ということは考えていないとお答えをしております。

(2)の学用品につきましては、コロナの影響を受けて、真ん中ほどになりますが、令和4年度補正で緊急に対応したというところで、今年度限りの臨時給付金としての実施と答えてございます。今後も、就学援助等々の制度によりまして、適切な対応を図っていくことから、学用品費等支援臨時給付金の継続は考えていないと答えてございます。

また以下は、教育費の無償化についてのお答えでございますが、先ほど申し上げた給食費

の高騰分等々を公費で実施するということを述べた後に、6ページをお開きいただきまして、現在、物価高騰のところについては、公費負担をやっているというところでは、令和5年度におきましても、物価高騰の補助は継続する予定であるというところ、それから、給食費の無償化につきましては、下から2行目になりますが、全国一律の対応をすべきであって、無償化の考え方については、法改正や必要な財源措置も含めて、国が方向性を定めるべきと従来の考えを述べているというところでは、

次に、4番目の立憲民主党・無所属クラブの質問になります。一般質問、小野議員からの御質問でございます。

(1) (2) (3) でございますが、公立校の教員不足についてというところでは、

(1) の下から3行目のところを御覧いただきたいと思っております。

教員不足の解決に当たっては、区としてはどのようなことで都に意見をしているのか、また、区としてもどのように対応なされているのか、これまでの対処について伺いますとのことでは、

(2) については、一番下の行になりますが、教員のメンタルケアについてどのような対策をお考えか伺いますというところでは、

(3) のところにつきましては、下から2行目になりますが、連絡アプリの活用を検討してはどうかというところと、それからまた、給食費、行事参加費などの金銭の徴収について7ページ目を御覧いただきますと、キャッシュレスサービスを用いている自治体もあるので、こうしたサービスについては、教育委員会としてどのように考えているかという御質問でございます。

次長答弁になります。

(1) を御覧いただければと思っております。

現在、学校の教職員については、都が任命権を持ってございますが、教育長会や指導室課長連絡会を通じまして、必要な教員数を配置するよう要望しているというところでは、区としては、教員を確保するため、区ホームページへの掲載、それから教職課程を有する大学へ直接人材紹介の依頼を行っているというところでは、

(2) にまいりまして、1行目になりますが、教職員のメンタルケアとして、初任者には都教育委員会から派遣された心理士による面談を実施してございます。また、副校長先生には心理士による自身や教職員が心身に不調を感じた際の具体的な対処法、また、相談先として都教育委員会が行うメンタルヘルスの支援を周知しているというところでは、さらに、4

年次までの若手教員につきましては、各学期に学校支援アドバイザーによる定期訪問を実施するとともに、日頃の悩みなどの相談に乗るなど、メンタルケアに努めていますとお答えをしております。

(3)にまいりまして、上から4行目になりますが、連絡アプリについては、より効率的に学校情報の配信及び収集を行うことができるという認識は持っておりますので、現在のところ、他の自治体の取組事例などを収集しているところです。

それから、また以下になりますが、令和3年度から、保護者からの徴収については、全ての学校でインターネット伝送による口座引き落とし処理が可能となる環境を整備していると。また、こうした取組によりまして、現金事故を防ぐとともに、集金等の事務負担の軽減を図っているとお答えをしております。

それから、5番目の新宿未来の会にまいりまして、代表質問、のづ議員になりますが、1番、アフターコロナにおける生活様式について、こちらはマスクの着用についてですが、一番下の行になりますが、教育現場ではどのような対応を考えているのか伺いますということです。

8ページが一番上を御覧いただきたいと思います。先ほどの宮坂委員への答弁と同じ内容でございますので、こちらは省略をさせていただきたいと思います。

続きまして、一般質問の鈴木議員、1番、ワーク・ライフ・バランスについてということです。

こちらの御質問については、1つ目は、土曜日の行事に関して、いろいろイベントがあっても、例えば振替休日があつたりなかったり、給食があつたりなかったりということで、なかなか保護者の対応が困難だという御指摘をいただいております。

1つ目はと書いてある段落の5行目のところに、通常の登校のスケジュールの中で行事を行い、保護者はその日に休暇の申請を行って対応を行う方がスケジュール管理が容易であるという御指摘をいただいているということです。

2つ目は、新入生の持ち物準備についてですが、もう少し詳細な情報が欲しかったということの御指摘ということです。

下から4行目ほどのところ、学童期の子を持つ共働き世代の家庭にとっては、物事に対し即座に対応することが困難であること、余裕を持った準備期間があることにより予測を立てることが可能となり、保護者の負担軽減の一助になろうかと考えていますということです。今まで以上に保護者の就労と連動した教育環境の充実を図ってほしいというところのお考え

を聞くというところです。

次長答弁になりますが、1行目になりますが、土曜授業、それから行事を行うことについては、保護者の方から、いろいろ参加できてよかったという御報告を受けているところですが、上から4行目になりますが、しかしながら以下ですが、様々な家庭の事情があることも十分承知してございますので、4月の保護者会等では、あらかじめ年間行事予定などを明確に示すなど、各家庭に引き続き、丁寧な説明を各校で行っていくという部分でございます。

また、新入生の持ち物についても、事前の説明会においてはより適切な情報提供を行うことができるよう、学校と連携を一層強化していくとお答えをしております。

9ページにまいりまして、6番目になります、スタートアップ新宿、一般質問の伊藤議員からの御質問でございます。

大きな題目は学校についてというところですが、(1)については、上から7行目になりますが、ここで質問だかの以下になります。

児童・生徒に上着、ハンドクリーム、整髪料などを使用させないルールは問題ではないか。教育委員会として何か対策はしているのかというところです。下から2行目、人権を軽視したり、合理性のない校則の見直しを年次で教育委員会主導で行うことが必要だと考えるが、いかがかということです。

(2)につきましては、ここで質問だが以下、下から2行目になります。プールでの密着、距離のとり方などについて指導していることはあるか。また、スクールハラスメント対策で何か取り組んでいること、今後取り組むことはあるかという御質問でございます。

(3)につきましては、下から4行目になります。ここで質問だが以下になります。画像、音楽、テキストが生成できるAI、既に無料でできることを知っているのかということと、教育への影響についてどのようにお考えなのかと。それから、シンギュラリティを見据えた教育が必要だと考えるが、いかがかということです。

(4)につきましては、主権者教育ということで、下から3行目になりますが、新宿区議会について学ぶ機会はあるか。主権者教育において何か取り組んでいること、それから、教育委員会として区議会に期待すること、連携することは何かあるかということことです。

教育長の答弁になります。

(1) 1行目になりますが、教育委員会では、本年度4月と12月に「各校における校則等の点検や見直しについて」を通知したところです。現在のところ、4行目になりますが、定期的に点検するよう各校に周知をしております。

下から2行目になりますが、教育委員会主導による校則等の見直しを行う予定はございませんが、今後、定期的に校則等の点検や見直しについての周知を行うとともに、保護者にも理解を図れるよう引き続き取り組んでいくとお答えをしております。

10ページにまいりまして、(2)になります。各校では、サービス事故防止研修を定期的に実施しているというところです。

下から4行目になりますが、水泳の指導に限らず、学校では児童・生徒の手を取るなど身体接触が必要な指導がございます。その際にも不快に感じる言動はセクシャルハラスメントであることを自覚することが重要である。今後も研修等を定期的に行い、適切な指導が行われるよう、取組を継続していくというところです。

(3)につきましては、1行目になりますが、シンギュラリティとは、AIが人類の知能を超える特異点であると承知をしているというところです。学習指導要領におきましても、AIの飛躍的な進化は、雇用の在り方や学校において獲得する知識の意味にも大きな変化をもたらすのではないかという予測がある。プログラミングを含めた情報活用能力を育成していくことは重要なことと考えているということです。

そこから下に2行目になりますが、その下に2段下りていただきまして、また、急速に変化し、予測が困難な時代になっているとも示されてきているというところです。

(4)の上の2行でございますが、AIなどが進展した社会でも必要とされる能力を育む教育を進めていくことが大切であると考えているとお答えをしております。

(4)主権者教育につきましては、上から5行目になりますが、区議会議員選挙に特化した主権者教育は行ってはいないが、各校では、年間の教育課程の中で民主政治の推進、公正な選挙や国民の政治参加などについて主権者教育を学んでいるということです。

一番下の2行になります。今後も、区議会をはじめ区長部局、選挙管理委員会等との連携は重要であると考えているとお答えをしております。

7番目になりますが、社民党新宿区議会議員団、一般質問、かわの議員からの御質問でございます。

区政の基本方針についてということで、(1)については、自殺関連でございます。

1行目の誰のいのちも自分のいのちも大切にす教育を進めるべきと考えるが、どのような取組なのか。

(2)につきましては、今も増え続ける児童数にしっかり対応する必要があるだろうということです。四谷小、西新宿小は増築されるが、他の小学校の教室の確保、教員の配置はど

のようになっているか。

(3)については、教員の働き過ぎを解消する取組はどこまで成果を上げ、何をする計画なのかというところ、それから、時間外労働の残業代支払い問題の進捗も併せて伺いますということです。

(4)につきましては、一番最後の部分になりますが、教育委員会の平和教育推進の考えを伺うということです。

11ページを御覧いただければと思います。

(1)、1行目になります。命を大切にする教育について、特別の教科、道徳の「生命の尊さ」で学習をしているというところ。また、総合的な学習の時間等で、自他の生命を尊重する学習を行っているというところ。さらに、子どもが困難やストレスへの対処方法を身に付けるSOSの出し方に関する教育を教育課程の中に位置づけまして、DVD教材も活用しながら伝えているというところ。

(2)にまいりまして、1行目になりますが、増加する児童数に対応するため、シミュレーションを行って、さらにはマンション建設や再開発などの情報も常に関係部署と連携し共有しているというところ。

それから、下から2行目になりますが、教員の配置については、都教育委員会が定めた教員定数の配当方針に基づいて、必要な教員を配置するよう、都教育委員会に求めていくというところ。

(3)にまいりまして、上から4行目になります。成果でございますが、令和4年8月には、小・中、それから養護、幼稚園の全校種において、1週間の実働勤務時間が60時間を超える教員がゼロとなるということで、当面の目標を達成することができたと答えてございます。他の月につきましても減少傾向にございまして、本区が取組が効果を上げているとお答えをしております。

また以下でございますが、また、公立学校の教員の給与については、一番下の行になりますが、国でも調査研究会が設置され、見直しに向けた検討が始まっているので、その動向を注視していきたいとまとめてございます。

最後の(4)であります。平和関係でございますが、1行目、教育委員会では平和のポスター展、それから、原爆先生の特別授業の実施、それから、DVD「未来に語り継ぐ平和へのメッセージ」の活用などを通じまして、平和教育の推進を行っているというところ。特に、今年度につきましては、平和のポスター展で、全区立学校が平和のポスターの

作成に取り組み、昨年度を大きく上回る1,785点が寄せられたというところもお伝えしてございます。

一番最後になりますが、今後も児童・生徒に必要な社会を築こうとする意欲や態度を育むことができるよう、教育活動全体を通して平和教育を推進していくというところで、まとめてございます。

説明が長くなりましたが、よろしく願いをいたします。

○教育指導課長 それでは、次に私から、報告3、令和6年度使用教科用図書の採択について、御説明いたします。

資料は、今お手元のステープラーどめになっております本資料2枚、それから、教科用図書採択に関する要綱と細目、日程（案）の4点でございます。

初めに、一番上の本資料を御覧ください。

1、令和6年度使用教科用図書の採択についてでございます。

小学校教科用図書について、令和6～9年度使用として令和5年度に採択します。

中学校教科用図書については、令和2年度に採択したものを使用します。

中学校社会科歴史的分野は令和3年度に再採択しましたが、令和2年度と変更はありません。

特別支援学校（小学部及び中学部）並びに小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書については、文部科学省検定済教科書を使用する場合には、前述（1）及び（2）と同一のものを採択します。

以下、②③については、これまでと相違はございません。

次に、小学校教科用図書の採択までの手続について御説明します。2の段になります。併せて、下段の図を見ていただくと分かりやすいかと思えます。

（1）教育委員会は、教科用図書の採択をする場合には、検討委員会と調査委員会を設置します。

（2）教育委員会は、全ての教科用図書に関して検討委員会に意見聴取を行い、調査委員会に調査依頼を行います。

（3）検討委員会は、調査委員会に対して、教科用図書についての調査資料の提供を依頼するとともに、学校に対しては、全ての教科用図書についての調査を依頼します。

（4）各小学校は、全ての教科用図書について調査研究し、調査資料を作成して検討委員会に提出します。

(5) 検討委員会は、調査委員会及び学校から報告された調査資料を、学習指導要領及び研究資料等に基づいて検討、協議します。

(6) 教育委員会は、学校において使用する教科用図書を種目ごとに1種採択するという手続となっております。

今御説明いたしました手順については、資料にある要綱と細目に準拠しているものでございます。

補足でございます。資料の細目について御覧ください。こちらについて、少し御説明いたします。

現在、幾つかの文言を改正する予定であるため、見え消しで線を入れさせていただいております。例えば、審議委員会という呼び名から検討委員会という呼び名に変えるなど、現在整理しているところです。これら文言等を4月中に整え、来月には改正した細目を報告いたします。

最後に、教科書採択に関わる日程について御説明をいたします。

恐れ入ります。A3判の令和6年度使用教科用図書採択事務日程を御覧ください。

検討委員会、調査委員会は、それぞれ4回行う予定です。5月中旬から7月にかけてそれぞれ検討委員会、調査委員会を開催し、調査資料の作成等を行います。

また、各学校では、5月中旬より調査研究を行い、資料の作成を行います。

6月には、教科用図書の特別展示会、法定展示会を行います。6月の前半14日間に特別展示会、後半の14日間に法定展示会を行います。

7月に入りましたら、教育委員会臨時会を行い、8月4日の教育委員会定例会にて、採択となる予定です。

以上、報告となります。

○中央図書館長 報告4を御覧ください。令和5年度新宿区立図書館を使った調べる学習コンクールの実施についてでございます。下記のとおり実施するというものでございます。

まず1番目としまして、調べる学習コンクールとはというものでございますが、新宿区立図書館を使った調べる学習コンクールは、児童・生徒が自由にテーマを設定し、図書館資料を活用してまとめた作品をコンクール発表するものでございます。

図書館利用の促進と調べ学習の普及等を目的とし、児童・生徒の自己解決能力の育成を図書館と学校が連携して支援するものでございます。

事業内容でございます。

こちらの調べる学習コンクールにつきましては、地域コンクールと全国コンクールでございます。

まず、(1) 地域コンクールでございますが、こちらは主催が新宿区教育委員会でございます。こちらにつきましては、区立図書館が地域の学校と連携して、調べ学習の支援講座や、作品応募を行うとともに、審査・表彰するものでございます。

(2) としまして、全国コンクールでございます。こちらは主催が公益財団法人図書館振興財団になります。

こちらにつきましては、地域コンクール表彰作品のうち、最高賞であります各地域図書館長賞及び次点の優秀賞を全国コンクールに推薦出品いたします。その後、区内館長賞と全国賞優秀作品のレプリカ集を作成しまして、学校等に配布するものでございます。

3 番目、地域コンクール参加校、応募数の推移でございますが、こちらは記載のとおりでございます。

裏面にいきまして、地域コンクールの取組でございますが、1 番目としましては先ほど説明したとおり、主催は新宿区教育委員会でございます。応募対象につきましては、新宿区在住・在学の小学生・中学生・高校生です。

作品募集ですが、テーマは自由としております。公立図書館や学校図書館等を利用して調べ、まとめた作品とするものでございます。小学生はB4サイズ、中学生以上はA4サイズで、おおむね50ページ以内としているものでございます。

(4) 審査方法です。

各校の担当する図書館による一次・二次審査後、外部審査員と各地域図書館長で構成する合同審査会を行いまして、図書館長賞と優秀賞、奨励賞を選出するものでございます。

審査結果につきましては、校園長会と、こちらでも御報告をさせていただくものでございます。

スケジュールでございますが、①としまして、4月から5月、こちらにつきましては、担当図書館が各校に伺い、事業説明を行います。

6月から8月ですが、地域図書館が、館内で資料の調べ方やまとめ方などの調べ学習講座を行うとともに、要望に応じて出張講座を実施するものでございます。

9月ですが、募集期間は、9月1日から9月16日でございます。

原則として、各校で作品を募集受付し、応募作品を担当図書館が回収するというものでございます。

④としまして、10月に地域コンクールの作品審査を行いまして、審査結果を報告するということです。

11月、こちらにつきましては、表彰式を行います。今年は、令和5年11月5日の日曜日に角筈の区民ホールで開催予定でございます。

⑥としまして、1月になりますと、全国コンクールの審査結果が発表されますので、その結果についても、改めて御報告をさせていただくものでございます。

⑦3月ですが、区内館長賞と全国賞優秀作品のレプリカ集を作成しまして、各校と区立図書館に配布するものでございます。

ちなみにですが、令和4年度のレプリカ集ができております。今日お持ちしておりますので、教育委員会定例会が終わりましたら、委員の皆様にお配りいたしますので、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。まず、報告2について、御意見、御質問のある方はお願いをいたします。

○山下委員 よろしいでしょうか。

○教育長 はい。

○山下委員 この質問の中で、メタバースの話が出ていたかと思うのですが、こちらは何かしら進展はあるのでしょうか。実施した結果がどうだったのかなと思ひまして。2023年度から全区で展開するという話もあったように記憶しているのですが、その辺の話はどうなったのでしょうか。

○教育指導課長 本取組につきましては、現在、東京都と連携してまきに行っているところであり、現時点でご報告できるような内容については持ち合わせていないところでございます。

○山下委員 分かりました。

○教育長 補足しますと、令和4年度は、東京都からお声が掛かりまして、1月頃からここに書いてあるような取組を試行的に始めたところです。令和5年度になり、ほかの区もどうですかということで東京都から話があり、全区ではなく5区程度が新宿区と同じように参加していきたいというような状況でして、報告をする段階というよりは、本格実施に向け、まだ試行錯誤している期間というところです。

○山下委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかに、続けていかがですか。

○山下委員 生成AIについて、大学などでは、学生が勝手にAIで作文をつくったり、答え

をそのまま聞いて書いてくる事例が多々出てきています。今後は、小中学生においても、例えば図書館の調べる学習コンクールなどでも、チャットGPTに聞いて、その内容をまとめて出してしまうというような時代が来るのではとったりします。ポジティブな部分についてはこれからでいいのですが、ネガティブな部分についてはある程度、小中学校の段階で考えておいたほうがいいのではと私は思っています。

何かそういう話とは出てきていますでしょうか。

○**教育指導課長** 今委員がおっしゃられたことは、確かに懸念されることだとは考えております。今後ますます精巧なものになっていくかもしれませんが、現時点では、学校としましては、内容等を読み込みますと、児童生徒が自ら考えたのではなく、生成AI等の他から得たものなのかどうかというのは、意外と安易に評価できると受け取っていると伺っているところ です。

○**山下委員** ありがとうございます。

○**教育長** よろしいですか。

○**山下委員** 調べる学習コンクールでは、生成AIに聞いた内容をそのままコピーペーストして提出する時代が来るのではないかと思い、そうすると募集要項の中にもそういったものについてどう評価するか等の記載が必要となるのではと思ひまして。

○**中央図書館長** 今おっしゃったとおり、そういう時代が近々来るのではないかという考えはございますが、その辺につきましては実際に審査をする中で、確かにこれからAIが益々進んでいくと、判断ができなくなる可能性も否定はできないのですが、そういったところも注意しながらやっていかなければいけないと思ひているところ です。

ただ、規制をするとしてもどのようにしたらいいのかというのも、まだ整理がついていない状況でございますので、その辺が確かに今後の課題であろうなという認識はありますが、これからどうしていくかというのは、申し訳ございませんが、現時点では、まだはっきりしてないというところでございます。

○**山下委員** ありがとうございます。

○**鴨川委員** すみません、初回なのでとんちんかんな発言であつたら申し訳ございません。ちょうど昨日、AIの研修を大学で受けてきたところでして、今まさに山下教育長職務代理者がおっしゃったような話が懸念として出ておりましたが、こういう技術の発展というのはあらがうよりも前向きに捉えるとするならば、例えば何か課題を出して、AIで答えたものに対して、自分の答えとAIの答えを比較して競争してみるとか、そういう前向きな、思考力

をより働かせるような前向きな捉えもできるのかなと思いますので、子どもたちにはぜひ、より自分の思考力を働かせるような意味で使ってもらいたいと思っております。

○**教育長** 鴨川委員の御意見なども踏まえて、教育現場でもよろしく願います。なかなか難しい課題ですよ。まだこれからどうなるか分からないので。

ほかにいかがでしょうか。何かございましたら、また別途ということで、この件につきましては討論及び質疑を終了させていただきます。

次に、報告3について、御意見、御質問のある方はお願いをいたします。

[発言する者なし]

○**教育長** 特段御質問等はないようですが、今後、教科用図書の採択ということで、別添のスケジュールなどもございますので、よろしく願いしたいと思います。

この件につきましては、討論及び質疑を終了いたします。

次に、報告4について、御意見、御質問のある方はお願いをいたします。

○**山下委員** 昨年の調べる学習コンクールですが、非常に内容も良く、全国コンクールに推薦した方もほぼ皆さんが賞を取るという素晴らしい状況だったと伺っています。ただ、学校によって提出率が随分違っていたかと思うので、少ない学校にはもう少しプッシュしていただけると、子どもたちの発見のきっかけにもなるので、ぜひその辺をしっかりとっていただきたいと思っております。

○**中央図書館長** なかなか難しいところもあるのですが、私どもとしましては、校園長会ですとか、それぞれ地域図書館が訪問した際に御協力するようには、毎年毎年お願いをしているところですが、今年度はさらに力強くプッシュしていきたいと考えているところです。よろしく願いいたします。

○**山下委員** よろしく願います。

○**教育長** 中央図書館長から力強いお言葉がいただけましたので、期待できるかと思っております。

ほかにいかがでしょうか。

[発言する者なし]

○**教育長** 特に御質問等ないので、討論及び質疑を終了いたします。

◆ 報告5 その他

○**教育長** 次に、報告5、その他です。事務局から報告事項はございますでしょうか。

○**教育調整課長** 特にございませぬ。

○教育長 ありがとうございます。以上で、報告事項を終了します。

◎ 閉 会

○教育長 本日の教育委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後 2時48分閉会